

様式 1 申請に対する処分（審査基準・標準処理期間の設定）について
容器再検査

所管所属	消防チーム
------	-------

根拠条文

高圧ガス保安法第 49 条第 1 項

容器再検査は、経済産業大臣、協会、指定容器検査機関又は経済産業大臣が行う容器検査所の登録を受けた者が経済産業省令で定める方法により行う。

3 経済産業大臣、協会、指定容器検査機関又は容器検査所の登録を受けた者は、容器が容器再検査に合格した場合において、その容器が第 45 条第 1 項の通産省令で定める容器以外のものであるときは、速やかに、経済産業省令で定めるところにより、その容器に、刻印をしなければならない。

4 経済産業大臣、協会、指定容器検査機関又は容器検査所の登録を受けた者は、容器が容器再検査に合格した場合において、その容器が第 45 条第 1 項の通産省令で定める容器であるときは、速やかに、経済産業省令で定めるところにより、その容器に、標章を掲示しなければならない。

高圧ガス保安法施行令第 18 条（都道府県知事が処理する事務）

2 次に掲げる経済産業大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととする。

四 容器再検査に関する法第 49 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項に規定する事務（鉄道車両に固定する容器に係るものを除く。）

審査基準

1 （法律上の規定による基準）

高圧ガス保安法第 49 条第 2 項

容器再検査においては、その容器が経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の企画に適合しているときは、これを合格とする。

容器保安規則第 25 条（容器再検査の方法）

法 49 条第 1 項の経済産業省令で定める方法は、告示に定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、経済産業大臣の認可を受けた場合は、当該認可に係る方法をもって法第 49 条第 1 項の経済産業省令で定める方法とすることができる。

容器保安規則第 26 条（容器再検査における容器の規格）

法 49 条第 2 項の経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の規格のうち、一般継ぎ目なし容器、溶接容器、ろう付け容器及び一般複合容器に係るものは、継ぎの各号に掲げるものとする。

一～五 略

5 前各項の規定にかかわらず、経済産業大臣の認可を受けた場合は、当該認可に係る規則をもって法第 49 条第 2 項の経済産業省令で定める容器の規格とすることができる。

容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示
 （平成 9 年三月 25 日経済産業省令告示第 150 号）

標準処理
期間

標準処理機関	標準処理期間の内訳				備考
	受付		処理		
14日	機関		機関	消防チーム	
	期間		期間	14日	